

妊娠・出産・産後の経済的支援

妊娠・出産

● 一般不妊治療助成

一般不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図るために治療に要する経費の一部を助成します。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎232-4912

● 国民年金保険料免除（産前産後期間）

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間が免除されます。（平成31年2月1日以降に出産をした人が対象です）

対象者 国民年金第1号被保険者（厚生年金、共済年金等の被保険者・扶養者を除く）

手続きについて 出産予定日の6か月前から届出可能

必要なもの 母子健康手帳、年金番号が分かるものまたはマイナンバーが分かるもの

問い合わせ先 町民課 ☎232-4914

● 出産育児一時金

出産時一人につき50万円（産科医療保障制度に未加入の医療機関で出産した場合は48.8万円）が支給されます*。出産した時に、原則加入している健康保険から支給されます。

問い合わせ先 菊陽町国民健康保険に加入の方…健康・保険課 ☎232-4912
上記以外の方…勤務先や協会けんぽ、健康保険組合等
※2023年4月時点

● 助産施設入所制度

出産のときに経済的な理由により入院することができない妊産婦が、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができます。

助産制度を利用できる施設 ・熊本市立熊本市民病院・熊本赤十字病院・慈恵病院・福田病院
入所を希望する場合は、出産にかかる入院をする前に申し込みが必要です。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎232-2202
菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689

● 出産・子育て応援事業（出産・子育て応援給付金）

● 出産応援ギフト

対象者 令和4年4月1日以降に妊娠届を提出し、妊娠届出時に町の面談を受けた妊婦*

助成内容 妊婦一人につき5万円

● 子育て応援ギフト

支給時期 令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する、赤ちゃん訪問で面談を受けた養育者*

支給時期 児童一人につき5万円（双子の場合は10万円）
※伴走型相談支援（P11参照）の面談時に、出産・子育て応援給付金について説明します。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎ 232-4912



産後

● 児童手当

対象者	児童の年齢	支給月額		
		所得制限限度額未満の人（児童手当）	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 の人（特例給付）	所得上限限度額 以上の人※1
菊陽町に住所があり、中学校修了までの子どもを養育している人	3歳未満	15,000円	5,000円	支給対象外
	3歳～ 小学校修了まで	10,000円 (第3子以降15,000円)	5,000円	
	中学生	10,000円	5,000円	

支給時期 毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

認定請求 子どもが生まれたとき、他市町村から転入したときなどは町に申請が必要です。誕生日や転出予定日などの異動日の翌日から15日以内に申請してください。公務員の場合は、所属庁へ申請してください。

必要なもの 請求者の健康保険証、請求者名義の通帳またはキャッシュカード、請求者および配偶者のマイナンバーが分かる書類、印鑑など
※1 所得が上限限度額を下回った場合は再度認定が必要です。改めて申請してください。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 232-2202

● 子ども医療費助成

対象者 菊陽町内に住所があり、健康保険の被扶養者になっている0歳～高校3年生の子ども

助成内容 病気やケガで健康保険が適用になる診察を受けた場合の医療費の自己負担額を助成します。
※健康保険から給付される高額療養費および付加給付がある場合には差し引き助成となります。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎ 232-4912

● 養育医療費給付

対象者 指定医療機関の医師が養育のための入院治療を必要と認めた乳児（1歳未満）。

助成内容 保険診療による入院医療費の自己負担分を助成します。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎ 232-4912